

平成 31 年度

工事監査報告書

東久留米市監査委員



31東久監発第24号
令和元年10月25日

東久留米市長	並木克巳	殿
東久留米市議会議長	富田竜馬	殿
東久留米市教育委員会教育長	園田喜雄	殿

東久留米市監査委員 安藤純一

東久留米市監査委員 関根光浩

平成31年度工事監査の結果について（提出）

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づき実施した工事監査の結果を、同条第9項の規定により別紙のとおり提出します。

なお、この監査結果に基づき、又はこの監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第12項の規定により通知願います。

平成31年度 工事監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づく監査

2 監査の対象

工事件名： 30～31. (仮称) 上の原屋外運動施設整備工事

所管課： 教育部生涯学習課 (工事発注部署)

都市建設部施設建設課 (工事施工部署)

総務部管財課 (契約担当部署)

3 監査の期間

令和元年5月22日から10月23日まで

4 監査の主眼及び方法

監査にあたっては、工事の計画、設計及び施工等が法令等に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、書面及び実地調査並びに関係職員からの説明聴取により実施した。

なお、技術面については、公益社団法人日本技術士会に工事技術調査業務を委託して実施した。

5 実地調査日

令和元年7月17日

第2 工事の概要

本工事は、「東久留米市都市計画マスタープラン」において、上の原地区の活力拠点として推進を図るため、地区計画制度を活用し、周辺の住環境と調和したまちのにぎわいと活力を生む多様な機能が適切に配置された土地利用を誘導することを目標として実施されたものである。

平成26年7月に「自然と調和した“複合多機能都市”をめざして」をコンセプトとする、東久留米市上の原地区土地利用構想が策定され、地区計画において、そのコンセプトに沿ったまちづくりが進められている。本工事箇所は、文教施設ゾーンと位置付けられ、「青少年を含め広く市民の健康増進に資するため、屋外運動施設の整備」を図るとして進められたものである。

1 工事件名 30～31. (仮称) 上の原屋外運動施設整備工事

2 工事場所 東久留米市上の原二丁目2番1号

3 建物概要

建築工事 (グラウンド整備、防球ネット、夜間照明設備等)

(1) 構造 鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造 1階建

(2) 敷地面積 9,890.56㎡

(3) 建築面積 98.73㎡

(4) 延床面積 98.73㎡ (5棟)

4 工事請負者

(1) 業者名 日勝スポーツ工業株式会社 西東京支店

(2) 契約金額 251,640,000円 (消費税込み)

(3) 契約年月日 平成30年10月3日

(4) 工期 平成30年10月4日から平成31年12月27日まで

第3 監査の結果

対象工事については、監査の結果、概ね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。なお、技術的な観点を踏まえた所見は、次のとおりである。

1 計画

本工事に至るまでの計画は、事業の必要性、目的、一連の工程、予算化及び決裁手続きについて適正に行われていると判断する。

2 設計

実施設計は、設計事務所に委託しており、防球ネットの高さや男女別更衣室の設置など、市民説明会で出された要望も反映した設計内容となっている。また、設計計画、事前調査、関連法令の運用、設計基準・資料の運用、設計図書の内容及び設計見積についても適切であり、支柱など構造物の安全性についても十分検討された設計内容であると判断する。

3 積算

本工事の積算は、東京都市建設行政協議会発行の積算資料及び積算基準、一般財団法人建築コスト管理システム研究所発行の公共建築工事積算基準等に基づき行われている。また、採用している単価や歩掛りは、東京都市建設行政協議会発行の積算標準単価表等を採用し、見積もりの必要な物件については3者見積もりを行っている。算出根拠はいずれも明確になっており、適正に行われている。

4 契約

東京電子自治体共同運営の電子調達サービスによる電子入札が行われている。実施設計業務については、指名競争入札を採用し、7者を指名したところ辞退者もなく、1回目の入札にて、落札されている。建築工事については、条件付き一般競争入札を採用し、参加した9者のうち3者が辞退したが、残りの6者により入札が行われている。いずれの選定プロセスも規則等に則って行われており、その過程は明快で、適切に実施されていると判断する。

5 施工

工期については、グラウンドの養生期間等も考慮されており、適切な期間が確保されており、施工計画、各種施工要領に準じ、現場代理人を中心に適切に実施されていると判断する。

なお、便所に設置された排水口（100φ）が学校建築の屋内便所でよく利用されるものと同様であった。グラウンドに面した便所施設であり、靴底に付着した土が持ち込まれることが予測されることから、清掃時の工夫、配慮が必要であると考えられる。施設管理上の注意事項として掲示するなどの対応を検討していただきたい。